



多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（抄）【改正部分のみ】

昭和27年5月17日条例第39号

多摩市国民健康保険税条例  
（国民健康保険税の減額）

第21条（略）

2（略）

3 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額のうち基礎課税額は、法第703条の4第5項の基礎課税額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第6項に掲げる場合を除く）。

（1）当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎課税額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第27条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「法第703条の4第5項」とあるのは「法第703条の4第14項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、介護納付金課税額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎課税額」とあるのは「介護納付金課税額」と、「法第703条の4第5項」とあるのは「法第703条の4第22項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第21条第1項に規定する基準に従い国民健康保険税を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する国民健康保険税の課税額のうち基礎課税額は、当該減額後の法第703条の4第5項の基礎課税額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

（1）当該出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額から、第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を減額して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額



- 7 前項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「法第703条の4第5項」とあるのは「法第703条の4第14項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、同項第2号中「同項各号ア」とあるのは「同項各号イ」と読み替えるものとする。
- 8 第6項の規定は、介護納付金課税額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎課税額」とあるのは「介護納付金課税額」と、「法第703条の4第5項」とあるのは「法第703条の4第22項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、同項第2号中「同項各号ア」とあるのは「同項各号ウ」と読み替えるものとする。
- (出産被保険者に関する届出)
- 第22条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主、その世帯に属する国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者は、出産予定日その他の市長が必要と認める事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の多摩市摩市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該国民健康保険税について適用し、令和5年度分の当該国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該国民健康保険税については、なお従前の例による。